

秋田市要保護高齢者等シェルター事業業務委託（仕様書）

1 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 業務内容

秋田市要保護高齢者等シェルター事業実施要綱（平成 29 年 3 月 30 日秋田市長決裁。以下「実施要綱」という。）に定める利用者に対し、特別養護老人ホーム等において一時的な保護を実施すること。

3 業務上の条件

（1）実施施設

実施要綱第 4 条によること。

（2）利用期間

実施要綱第 7 条第 4 項に定める要保護高齢者等シェルター事業実施決定通知による。

（3）委託料等

別表 1 および別表 2 のとおり。

ただし、食事の提供に要する費用および利用する部屋代については、実施施設の長が利用者から別途徴収すること。

（4）報告

受託事業者は、利用実績があった月ごとに要保護高齢者等シェルター事業実績報告書および要保護高齢者等シェルター利用調書を市長に提出すること。

（5）調査等

ア 市長は、必要があると認めるときは、受託事業者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

イ 受託事業者は、前項の規定により市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

（6）遵守事項

実施要綱第 13 条に定める事項を遵守すること。

4 その他

別表に掲げる利用料は、介護報酬単価の改定に準じて変更となる可能性があることに留意すること。

(別表 1)

基準単価（1日につき）	4,790円
-------------	--------

(別表 2)

利用者の区分	負担割合	利用者負担	委託料単価
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯	100分の0	0円	4,790円
(2) 前号に掲げる者以外の者	100分の10	479円	4,311円